

## 8月から『高額医療・高額介護合算療養費制度』の申請受け付けが始まります

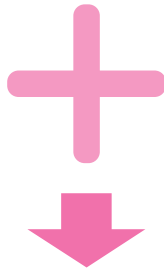
### ○ 高額医療・高額介護合算療養費制度とは

同じ世帯（同一の医療保険制度に加入している世帯）において、1年間に支払われた『高額療養費』や『高額介護サービス費』などの制度を適用した後の自己負担額を合算したものが、限度額を超えた場合、その金額を支給する制度です。

#### 医療費の自己負担額（1年分）

同一の医療保険制度に加入している世帯（全員）の『高額療養費』制度を適用後の自己負担額

※70歳未満の方の自己負担額は1カ所の医療機関（総合病院などは診療科ごと）で1月の間に2万1千円を超えて負担したものが対象となります。



#### 介護保険の自己負担額（1年分）

『高額介護サービス費』制度を適用後の自己負担額

### 【医療保険が国民健康保険の場合】

70歳未満

所得区分	自己負担限度額
一般	67万円（89万円）
上位所得者	126万円（168万円）
住民税非課税世帯	34万円（45万円）

70歳以上75歳未満

所得区分	自己負担限度額	
一般	56万円（75万円）	
現役並み所得者	67万円（89万円）	
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円（41万円）
	低所得者Ⅰ	19万円（25万円）

### 【医療保険が後期高齢者医療制度の場合】

所得区分	自己負担限度額	
一般	56万円（75万円）	
現役並み所得者	67万円（89万円）	
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円（41万円）
	低所得者Ⅰ	19万円（25万円）

通常、毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。

なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成20年4月から平成21年7月末の16カ月間の合計額で計算することもできます。その場合の自己負担限度額〔年額〕は、（ ）内の金額です。

※所得区分について、詳しくはお問い合わせください。

※『高額療養費』は、年齢によって計算方法が異なります。

※入院や入所による自己負担額は、支払い代金から食事や保険適用外の金額を除いた金額となります。

※職場の健康保険の自己負担限度額（年額）については、職場の健康保険担当にお問い合わせください。



## 限度額を超えた分を支給します

### ○ 申請手続きについて

8月から、申請の受け付けを開始します。なお、支給決定までには、数カ月を要します。

※具体的な手続きやご不明な点は、加入する医療保険制度の窓口へお問い合わせください。

問い合わせ

年金・長寿医療グループ（☎85 2 1 3 7）

国保・医療給付グループ（☎85 1 7 7 1）

高齢・介護グループ（☎85 5 7 2 0）